除権決定

平成２２年（へ）第２号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

茨城県鉾田市畑田1467番地
申立人　塙　　梧郎
権利の届出の終期　平成22年10月31日
平成22年11月４日　　水戸簡易裁判所
（別紙）　失権すべき権利の目録
茨城県鉾田市畑田字岡道添1093番
山林　666平方メートル
登記年月日番号　水戸地方法務局鉾田出張所明治35年７月15日受付第1812号
登記した権利の内容
明治35年７月15日抵当権設定契約
抵当権者　鹿嶋郡鉾田町大字鉾田25番地　合資会社　田山銀行
弁済期　明治35年12月20日
債権額　21円
利息　日歩５銭

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１６４０号

広島市西区商工センター２丁目12番11号、商業登記簿上の本店所在地広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目21番１号
債務者　株式会社コア
代表者代表取締役　坂田　豊彦
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二國　則昭
4　破産債権の届出期間　平成22年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２２号

神戸市中央区加納町２丁目９番10―701号
債務者　株式会社スープファクトリー
代表者代表取締役　野村三喜夫
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　寛司
4　破産債権の届出期間　平成22年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２３号

高松市浜ノ町８番12号
債務者　株式会社アンサンシーブル
代表者代表取締役　野村三喜夫
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　寛司
4　破産債権の届出期間　平成22年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０２号

兵庫県姫路市南条209番地３
債務者　株式会社杉浦
代表者代表取締役　杉浦　義秋
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７８６号

愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒906号
債務者　谷田　敏秀
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年２月28日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号

北海道滝川市花月町１丁目３番３号
債務者　三浦　晃裕
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　破産債権の届出期間　平成22年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号

茨城県つくば市森の里52番地６
債務者　東郷　英明
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相澤　　寛
4　破産債権の届出期間　平成22年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７９６６号

大阪府吹田市千里山松が丘13番３号
債務者　藤本　博造
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　團　　潤子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６７号

大阪府大東市西楠の里町９番９号
債務者　藤本　昌孝
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　團　　潤子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４号

三重県鈴鹿市十宮２丁目25番５号
債務者　下庄美千代
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　降簱　道男
4　破産債権の届出期間　平成22年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２１７号

愛知県小牧市山北町30番地　コーポ城見103号
債務者　吉田　敏子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祥玄
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部